

春日井市文化芸術選奨募集要項（案）

1 目的

本市の文化芸術の向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

2 賞の種類

(1) 文化芸術功労賞

本市の文化芸術の向上に長年にわたって貢献し、その業績が顕著な個人又は団体
(概ね 30～50 年の活動実績がある個人又は団体)

(2) 文化芸術賞

本市の文化芸術の各分野において一定の活動実績があり、将来にわたって一層の
貢献が期待できる個人又は団体
(概ね 10～20 年の活動実績がある個人又は団体)

(3) 文化芸術奨励賞

全国規模のコンクール等で優秀な成績を修めた個人又は団体
世界規模のコンクール等で入賞又は入選した個人又は団体
その他全国的な規模で活動の実績が認められる個人又は団体
(活動実績の年数は問わない)

※原則として、文化芸術功労賞、文化芸術賞をあわせて、10 人（団体）以内とする。

※全国規模のコンクールについては、地区予選を経るか、または都道府県を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の住所が 10 都道府県以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が 100 人（団体）以下のものは対象外とする。

※世界規模のコンクールについては、予選を経るか、または国を代表して出場するものに限られる。参加者が会員に限られるもの、参加者の国籍が 5 か国以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が 100 人（団体）以下のものは対象外とする。

3 対象分野

文化芸術選奨の対象となる分野は、次のとおりとする。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、書、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- (5) 生活文化（華道、茶道）、国民娯楽（囲碁・将棋）、その他の生活に係る文化
- (6) その他（芸術文化評論、放送等）

4 対象者

本市在住者(過去に在住していた者を含む。)、本市出身者(本市の学校出身者を含む。)、あるいは本市を拠点として文化芸術活動を行っている個人又は団体

5 推薦

市長に推薦できるものは、春日井市文化振興審議会の現委員を除く個人又は団体とする。ただし、自薦も可とする。

なお、推薦にあたっては、原則として推薦者1人(団体)につき、各賞それぞれ3人(団体)を上限とする。

6 選考の方法

(1) 受賞者の選考は、春日井市文化振興審議会において行う。

(2) 審査は、市長に推薦されたものについて行い、当該年度及び前年度中に挙げられた業績を中心に、それまでの業績や継続性及び将来における発展性についても考慮し、総合的に評価する。ただし、文化芸術奨励賞については、原則として前年度1月から当該年度12月までに審査結果が公表されたコンクール等を対象とする。

(3) 文化芸術功労賞及び文化芸術賞において、過去の受賞者については、重賞しない。ただし、文化芸術賞の受賞から概ね10年以上を経過しているものを文化芸術功労賞に選考することを妨げない。

また、文化芸術奨励賞については、小学校、中学校、高校、大学及び大学院、30代以上の5段階に分け、それぞれの段階で1回を限りとする。

7 推薦の手続き

(1) 推薦受付時期

当該年度の10月初日から12月28日までとする。

(2) 提出書類等

ア 推薦書(書式の詳細は後日検討)

イ 関係資料 候補者の経歴、業績等、推薦書記入事項の詳細資料

(例) コンクールのプログラム、公演等パンフレット、演劇・音楽などのDVD、CD又は録音データ等、美術作品等のカラー写真又は画像データ、賞状の写真、出版物等業績を示すもの

8 選考結果の発表及び表彰式の開催

推薦者及び受賞者に対し、文書により通知する。また、受賞者の発表は、当該年度の3月中旬に行い、3月下旬に表彰式を行う。